

事業内職業訓練費補助金補助対象事業者選定要領

(趣旨)

第1 この要領は、事業内職業訓練費補助金交付規則（以下「規則」という。）に基づく事業内職業訓練費補助金の交付にあたり、効果的かつ効率的運用を進めるため、中小企業事業主等が行おうとする訓練内容・効果等を審査し、補助効果がより高いと考えられる中小企業事業主等を補助対象事業者として選定するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 補助対象事業者の対象は、職業能力開発促進法（以下「法」という。）第24条第1項（法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた中小企業事業主、中小企業事業主の団体又はその連合団体若しくは法第13条の規定による職業訓練法人等（以下「中小企業事業主等」という。）のうち事業内職業訓練費補助金交付申請書（規則様式第1号）を提出した中小企業事業主等とする。

(申請)

第3 補助金の交付を受けようとする中小企業事業主等は、訓練の概要、訓練効果等を記載した事業内職業訓練実施効果説明書（以下「実施効果説明書」という。）（様式1）を別に定める期日までに県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）に提出するものとする。

2 県民局長等は、中小企業事業主等から提出された実施効果説明書を知事に進達するものとする。

(選定)

第4 知事は、補助対象事業者の選定にあたり、前項により提出された実施効果説明書について、次の各号の基準に基づき採点を行い、その総合計点数順に順位を決定するものとする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 認定職業訓練の概要 | 20点 |
| (2) 訓練内容に関して | 40点 |
| (3) 資格試験及び訓練効果の検証に関して | 40点 |
| (4) 認定職業訓練の実績及び計画性 | 減点 10点 |

2 知事は、高得点のものから順に補助対象事業者を選定するものとする。

(選定結果の通知)

第5 知事は、実施効果説明書を提出した中小企業事業主等に対し選定結果を通知するものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。